

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 平成 29 年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」(国土交通大臣表彰)
関東地方整備局管内で 2 件選定！
1 月 28 日「手づくり郷土(ふるさと)賞グランプリ 2017」開催！

関東地方整備局 企 画 部

◆手づくり郷土賞の選定について

昭和 61 年度に創設され、今年度で 32 回目の開催となる「手づくり郷土賞」(国土交通大臣表彰)では、今般、手づくり郷土賞選定委員会等が開催され、19 件(大賞部門 3 件、一般部門 16 件)が選定されました。

このうち関東地方整備局管内では、大賞部門 1 件、一般部門 1 件が選定されました。

なお、選定された案件の認定証授与式については、2 月以降に受賞団体の地域ごとに行う予定です。

【関東地方整備局管内受賞団体】

<大賞部門>

【受賞案件】

「多摩川エコミュージアムプランの推進」人をつなげる森と川
～ニヶ領せせらぎ館をまちの広場に～

【所在地】

神奈川県 川崎市

【受賞団体】

特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム 川崎市

<一般部門>

【受賞案件】

渡良瀬遊水地の未来に向けて

【所在地】

茨城県古河市

栃木県栃木市

小山市

野木町

群馬県板倉町

埼玉県加須市

【受賞団体】

わたらせ未来基金

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1757 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000527.html

2. 「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」の策定について

関東地方整備局 河川部
渡良瀬川河川事務所

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画」の策定に向けて検討を進めてきました。

このたび、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」を平成29年12月13日に策定しましたので、お知らせします。

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(案)」について、河川法第16条の2の第5項に基づき、関係県知事のご意見をお聴きしており、これについても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

- ◆国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>
 - 河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画→利根川水系河川整備計画
 - 利根川水系渡良瀬川河川整備計画
 - 「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」
http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000341.html

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [88 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000369.html

3. 「新・荒川下流河川敷利用ルール」を改定し平成30年1月から適用します！

荒川下流河川事務所

荒川下流河川敷利用ルール検討部会では、「新・荒川下流河川敷利用ルール」(以下「利用ルール」という。)の改定を検討して参りましたが、お寄せいただいたご意見等を踏まえ、本文資料(PDF)のとおり改定しました。

今回の改定は、平成27年12月に航空法の一部が改正され、無人航空機の規制が導入されたことを踏まえ、利用ルールの「危険・迷惑行為」に規定されている「ラジコン飛行機(ヘリコプターを含む)」を「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)」に改めるとともに、「利用目的」や「飛行エリア内の安全確保」などの条件を満たす場合には飛行を認めるというものです。


【参考】

「新・荒川下流河川敷利用ルール」とは

新・荒川下流河川敷利用ルールとは、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、荒川下流河川敷利用ルール検討部会により定められ、平成 26 年 3 月から運用しているものです。

※荒川下流河川敷利用ルール検討部会とは、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所で構成しています。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [176 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000217.html

4. やんばツアーズ ～真冬の新名物！樹氷とダム見学～ 冬期限定“やんばフロ ーズンナイトツアー ～樹氷と氷点下のダム工事見学～”を開催します

ハッ場ダム工事事務所

ハッ場ダム工事事務所では、平成 29 年 4 月よりハッ場ダム工事見学“やんばツアーズ”を開始し、多くの方々に“いまだけ”“ここだけ”のダム見学にお越し頂いています。

この冬、“やんばツアーズ”10 本の見学プランのひとつ、～真冬の新名物！樹氷とダム見学～冬期限定やんばフローズンナイトツアー～を開催します。

「今しか見ることのできない」ダム工事の夜景を皆さまに見ていただくために、やんば冬の新名物“氷の樹”と冬の「ダム夜景」のセットのツアーとしております。

「樹氷」と「氷点下のダム工事見学」の共演、是非ご参加下さい。

- 開催日：平成 30 年 1 月 20 日～2 月 10 日の期間内の金・土・日曜日
※小雨・小雪決行(悪天候、路面状況により中止の場合有り)
- 開始時間：(1)17 時 30 分～ (2)19 時 30 分～
- 所要時間：各回 80 分程度(徒歩移動も含む)
- 受入人数：各回先着 20 名(要予約。)
- 集合場所：道の駅「ハッ場ふるさと館」
- その他、詳細は本文資料のとおり。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [680 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000074.html

5. 川カシャ！2017 ～第36回川の写真コンクール～ 受賞者の表彰式を行いました 約6,000点の応募作品の中から57作品が選ばれました

関東地方整備局 河川部

国土交通省では、毎年7月1日から7月31日までを「河川愛護月間」として、様々な行事や広報活動を実施しています。その広報活動のひとつとして、山梨県、静岡県を含む関東地方の小、中、高校生を対象に、川と人のふれあいをテーマとした『川の写真』を募集し、約6,000点の作品が寄せられました。

これらの作品について審査の結果、57点の入選作品が決定しました。

このうち、金、銀、銅賞受賞者を対象に、以下のとおり表彰式を執り行いました。

■日時：平成29年12月10日(日) 13時30分～

■場所：さいたま新都心合同庁舎2号館(さいたま市中央区2-1)

また、入選作品については、来年1月より各都県の公共施設において、展示会を開催いたします。

詳細につきましては、関東地方整備局ホームページをご参照ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [195 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000368.html

6. 東京外かく環状道路(三郷南IC～高谷JCT間)の開通の見通しについてお知らせします

関東地方整備局 首都国道事務所

東日本高速道路(株)関東支社 千葉工事事務所

さいたま工事事務所

東京外かく環状道路(三郷南IC～高谷JCT間)は、国土交通省と東日本高速道路株式会社が共同で事業を実施しています。

一部の工事に時間を要しており、これまで工事工程の精査を行ってきたところですが、平成30年6月までに開通できる見通しとなりましたので、お知らせいたします。

この工事箇所は、外環道と県道市川浦安線(以下県道)が交差する工事箇所であり、交通量が著しく多い県道の下に高速道路本体やジャンクションランプを構築し、その後、それらの構造物の上に国道298号の高架橋を構築するといった難工事になっています。

地下工事では、作業効率が極めて低いことに加え、地上の高架橋工事では、近接する県道交通の安全対策に万全を期する必要があること等から当初の予定より、時間を要したものです。

引き続き、工事の安全対策には細心の注意を払いつつ、一日も早い開通に向け、最大限努力してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [335 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto_00000095.html

7. 国道16号八王子拡幅が開通します 平成30年1月14日(日)16時30分開通

相武国道事務所

このたび、国道16号八王子拡幅(2→4車線化)の開通日時が決まりましたのでお知らせします。

- 開通日：平成30年1月14日(日)
- 開通時刻：16時30分頃
- 開通区間：八王子市中野山王地先
(稲荷坂交差点～中央道跨道橋付近)
- 延長：0.4キロメートル

〈期待される効果〉

- ・国道16号の交通渋滞の緩和
 - ・拡幅整備による交通事故の減少
- ※同日に開通式典を実施する予定です。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [287 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000222.html

8. 国道 20 号大月バイパスの開通見通しについて

甲府河川国道事務所

大月バイパス(大月市大月二丁目(国道 139 号交差点)～大月市大月町花咲(国道 20 号交差点))の開通時期の見通しについて、お知らせします。

○開通時期：平成 32 年度

○開通箇所：国道 20 号大月バイパス

大月市大月二丁目(国道 139 号交差点)

～大月市大月町花咲(国道 20 号交差点)

国道 20 号大月バイパスの JR 中央本線付近の工事箇所において、想定以上の岩塊が多数確認され、施工方法等を見直したため、工事工程を精査した結果「平成 32 年度」に開通する見込みです。

なお、一日も早い開通に向け、引き続き、安全に配慮しながら事業を進めて参りますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

国道 20 号大月バイパスは、平成 19 年度までに約 1.7 キロメートルが開通しており、現在は、大月市大月二丁目(国道 139 号交差点)～大月市大月町花咲(国道 20 号交差点)までの区間約 1.5 キロメートルの整備を進めています。

なお、国道 20 号大月バイパスと JR 中央本線が交差する箇所の函渠工事は、JR 東日本に委託して整備しています。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1291 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/koufu_00000373.html

9. 民間まちづくり実践セミナー(世田谷セミナー2018)の開催について

関東地方整備局 建 政 部

民間の多様な主体によるまちづくりの実践的な活動に資するため、国土交通省都市局所管の「民間まちづくり活動促進事業」の一環として、東京都世田谷区において平成 30 年 1 月 13 日(土)、1 月 20 日(土)に「民間まちづくり実践セミナー(世田谷セミナー)」が開催されます。

このセミナーは、世田谷区内の実際の建物を題材としたリノベーションやまちの再生プロジェクトに関する実現方策の検討など、参加者が専門家のアドバイスを受けながら主体的にリノベーション、まちづくり再生の課題に取り組み、成果を発表することで、今後のまちづくり活動の実践者を育成することを目指すものです。専門家による講演のほか、現地調査、少人数によるワークショップ、検討したプロジェクトの成果発表会が

らなる2日間のプログラムです。

1. 開催日時：平成30年1月13日(土)、1月20日(土)
2. 開催場所：キャロットタワー5階 生活工房セミナールーム AB
3. 主催：政策研究大学院大学
4. 共催：世田谷区、一般財団法人世田谷トラストまちづくり

セミナー詳細については、本文資料(PDF)をご覧ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [5717 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000020.html

10. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、169話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成 29 年度国土交通省関係補正予算の概要について

平成 29 年度補正予算について、概算閣議決定されましたのでお知らせします。

添付資料

[平成 29 年度国土交通省関係補正予算の概要](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000152.html

2. 今年度創設した「i-Construction 大賞」の初の受賞者を決定しました！ ～ベストプラクティスの水平展開に向けて～

国土交通省は、建設現場の生産性向上に係る優れた取組を表彰するため、今年度「i-Construction 大賞」を創設し、初めての受賞者となる計 12 団体（国土交通大臣賞 2 団体、優秀賞 10 団体）を決定しました。

1. 「i-Construction 大賞」とは

建設現場の生産性向上（以下「i-Construction」という。）に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に今年度、創設したものです。

2. 表彰対象・審査


平成 28 年度に完成した直轄工事を実施した団体を対象とし、i-Construction 大賞選考委員会において、12 団体を受賞者に決定しました。

3. 今後の予定と取組について

後日、授与式を開催する予定です。

今後は昨今の取組の広がりを踏まえ、地方公共団体発注工事や民間企業の独自の取組も表彰対象とし、官民間問わず優れた取組の全国的な普及・展開を推進していく予定です。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000459.html

3. 「多様な入札契約方式モデル事業」リーフレット&事例集について ～事業の課題に対応した入札契約方式の活用促進に向けて～

多様な入札契約方式の活用に向けて、モデル事業における地方公共団体への発注者支援の取組みを紹介するとともに、実際に支援を受けた地方公共団体の声やモデル事業委員会からのメッセージを掲載したリーフレット&事例集を作成しました。

国土交通省では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成 26 年度から他の発注者のモデルとなる発注への支援を実施する取組「多様な入札契約方式モデル事業」を実施しています。

これまで支援した 3 ヶ年（平成 26 年度～平成 28 年度）の成果として、地方公共団体への発注者支援の取組みや実際に支援を受けた地方公共団体の声を紹介するとともに、今後の活用に向けてのモデル事業委員会からのメッセージを掲載したリーフレットを、今般取りまとめました。

併せて、リーフレットの詳細版として、多様な入札契約方式の活用を図る上でのポイントや留意事項をまとめた「多様な入札契約方式モデル事業事例集」を作成しました。

全国の地方公共団体が地域の実情や工事の性格等に応じて最も相応しい入札契約方式の選択・活用が図られるよう、今後の事業推進のための参考として、本リーフレットや事例集を是非ご活用ください。


※本リーフレットと事例集は、以下の URL にて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000538.html

※多様な入札契約方式モデル事業の実施内容については、下記 URL をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000538.html

4. より効率的な高規格堤防の整備を推進するための方策をとりまとめ！ ～積極的な情報発信や地方公共団体・民間事業者等との連携を進めます～

「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会（座長：宮村忠 関東学院大学名誉教授）」において、検討してまいりました、より効率的な高規格堤防の整備を推進するための方策について「提言」がとりまとめられました。（内容は報道発表資料を確認ください。）

国土交通省では、今後、提言で示された方策を具体化してまいります。

高規格堤防は、ゼロメートル地帯等低平地において、堤防決壊による市街地の壊滅的な被害の回避や災害時の避難場所等の機能、良好な住環境の提供等、多様な効果を発揮します。

国土交通省では、高規格堤防の効率的な整備を進めていくため、平成 29 年 5 月に検討会を設置し、これまで 3 回にわたり、現状と課題、方策等について幅広く議論を行ってまいりました。

■ 提言の主なポイント

[1] 共同事業の対象者（地方公共団体、民間事業者等）を把握する段階

- ・ 高規格堤防の意義等の共有
- ・ 高規格堤防の予定区域の明示

[2] 共同事業として実施していくための準備段階

- ・ 川裏法面敷地等の活用等
- ・ 税制等の支援制度の検討
- ・ 民間の人材、ノウハウを活用した円滑な事業の調整
- ・ 住民等の負担の軽減

[3] 共同事業として事業着手してからの段階


- ・ 盛土と建築物などの一体的な施工

■ 参 考

「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言やこれまでの検討会の資料については、下記 URL でご覧頂けます。

http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/koukikaku_kentoukai/index.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式） 


詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000037.html

5. 「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組」基本方針の公表について

社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会では、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する施策の具体化に向けた検討が進められてきたところですが、このたび、同部会での議論を踏まえ、『「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組」基本方針』がとりまとめられましたので、お知らせします。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[国土幹線道路部会 基本方針のポイント](#) (PDF 形式) 

[高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組 基本方針](#) (PDF 形式) 

[基本方針 参考資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000925.html

6. 「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。改正所得税法の施行後（平成 30 年 1 月 1 日以降）においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行の所得控除の方法が引き続き適用されることとなります。

1. 背景

公営住宅の入居資格や家賃等は、入居者の「収入」に応じて設定しており、当該「収入」は、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）において、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の所得控除の考え方を参考に計算しています。

平成 29 年度税制改正において、所得税の配偶者控除等について見直しが行われ、所得税法における配偶者控除に関する規定等の改正が平成 30 年 1 月 1 日から施行されることとなっています。

今回の所得税法の改正では「控除対象配偶者」の定義が見直され、これまで所得制限が設けられていなかった「控除対象配偶者」について、「居住者の合計所得金額が 1,000 万円以下」との所得制限が設けられました。また、「老人控除対象配偶者」についても同様の所得制限が設けられました。

2. 概要

改正所得税法の施行後においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行と同様の所得控除の方法を引き続き適用させるため、公営住宅法施行令第 1 条第 3 号イ及びロを改正し、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者※」とし、「老人控除配偶者」を「同一生計配偶者※で 70 歳以上の者」に改正します。


※ 改正前の所得税法の「控除対象配偶者」（所得制限なし）に相当。

3. スケジュール


公 布：平成 29 年 12 月 22 日（金）


施 行：平成 30 年 1 月 1 日（月）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[要 綱](#)（PDF 形式）

[法立案・理由](#)（PDF 形式）

[新旧対照表](#)（PDF 形式）

[参照条文](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000117.html

◆◆地域の動き◆◆

水辺のにぎわい創出に向けた東京都の取組み

東京都建設局河川部計画課

1. 東京都におけるこれまでの水辺整備

かつて「水の都」と呼ばれた江戸東京の歴史の中で、隅田川をはじめとする河川は、文化や経済、生活の中心となっていました。

しかし、度重なる高潮や洪水から都民の生命と財産を守るために防潮堤や水門等の整備を進め、水害に対する安全性を確保したものの、直立のコンクリート堤防がまちと川を分断する形となり、人々の生活が水辺から遠ざかってしまいました。

昭和 60 年代からは下水道整備により一時悪化した水質も改善され、併せてスーパー堤防や川沿いを散策できるテラス整備などを進めることによって、親水性の高い水辺空間が形成されるようになり、水辺に向けた空間が取り戻されつつあります。



スーパー堤防整備前（隅田川 新川・箱崎地区）



スーパー堤防整備後（隅田川 新川・箱崎地区）

2. 新たな水辺整備のあり方

近年、東京における水辺の利活用は、水際のテラス、公園、まちづくりと一体となった親水整備等の取組により着実に進み、都民の水辺に対する関心も高まってきました。

そこで、東京都は、平成 25 年 7 月に、都や関係区、学識経験者等で構成された「新たな水辺整備のあり方検討会」を発足させて「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成 26 年 2 月）を取りまとめ、恒常的に人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間を創出するための施策展開を示しました。

現在、東京都は、隅田川の下流域を中心に、首都東京の魅力をさらに高めるため、恒常的なにぎわい創出に取り組んでいます。

3. 隅田川における取組事例

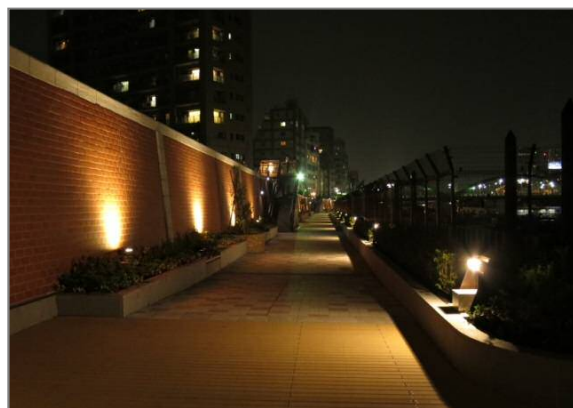
隅田川テラスの整備が進むにつれて、健康のためにジョギングをする人や、2020年東京大会開催の機運等から外国人旅行客が多く訪れるようになっており、人の往来が日常的な風景になってきています。

そして、隅田川においては、東京スカイツリー等の夜景を水辺で楽しむためにテラス等を利用するニーズも増えてきていることを踏まえ、水辺の回遊性を向上させるため、平成27年度から本格的にテラス照明の整備を進めています。これまで夜間は暗いため、水辺に近づきにくい状況になっていましたが、照明を整備することで水辺に彩りを添え、安心して歩ける空間にしています。

テラス照明は、フットライト及び壁面照明で構成され、橋梁のライトアップや河川周辺の優れた夜間景観に配慮して照度を抑えています（3ルクス程度、3000ケルビン程度の電球色）。



テラス照明（隅田川 清洲橋下流）



テラス照明（隅田川 厩橋下流）

また、隅田川では、水辺とまちの連続性や回遊性、災害時の点検・避難等の動線としての機能を向上させるため、テラス連続化を進めています。

具体的には、支川合流部等でテラスが不連続となっているほか、スロープや階段が未設置で行き止まりになっている箇所があり、川沿いの動線の連続性が十分に確保できていません。そのため、支川合流部等で連続化橋梁の整備、階段やスロープの設置等を行っています。



スロープ整備（隅田川 両国橋下流）

一方、これまでの河川敷地の占用については、公園等の公共性または公益

性のある施設に限られ、地方公共団体や公益事業者等の公的主体しか占有主体になれませんでした。

こうしたなか、全国各地で、河川空間を活用したまちづくりの動きを背景に、河川敷地の多様な利用を求める声が高まっていることから、国は平成 23 年に規制緩和として、河川敷地占有許可準則を一部改正し、地元の発意や地域の合意形成を図るなど、一定のルールの下、オープンカフェやイベント施設等、河川のにぎわいに資する施設等の設置について、民間事業者による河川敷地の占有が可能となりました。

そこで、平成 24 年に東京都、台東区、地元が連携して、地域の合意形成を図るための協議会を設置し、平成 25 年に、この制度を都内で初めて活用した民間事業者によるオープンカフェを浅草の隅田川沿いに誘導しました。



オープンカフェ（隅田公園）



オープンカフェ（隅田公園）

また、東京都は、同じく平成 25 年に、水辺の魅力向上と地域の活性化を目的として、水辺の景観を楽しみながら飲食ができる「かわてらす」の社会実験を開始し、これまでに、日本橋川で 1 店舗、隅田川において 3 店舗で「かわてらす」が設置されています。

「かわてらす」とは、夏の京都などでよく見られる「川床」の東京版で、河川に突き出して設けた飲食等のための高床式の施設です。

平成 29 年 4 月にオープンした隅田川清洲橋下流にあるホテルのレストラン



と一体となった「かわてらす」は、隅田川テラスや河川管理用通路、一般道路からもアクセスでき、ホテルや飲食店を利用する人だけでなく、休憩や水辺の散策など多目的な利用ができる空間となっています。利用者からは、「川の眺めが良い」、「川沿いのテラスが心地よい」などの声をいただいています。



かわてらす（隅田川 清洲橋下流）

4. にぎわい創出に向けた更なる取組み

隅田川では、川沿いの観光拠点等がある浅草や両国など、4地区を「にぎわい誘導エリア」に位置づけ、水辺とまちの結びつきを強化し、地域全体のにぎわいを高める取組みを行うこととしています。

このうち、両国は、国技館や江戸東京博物館、旧安田庭園等の施設が立地し、平成28年にはすみだ北斎美術館が開館、刀剣博物館も平成30年1月に開館予定など、歴史・文化に関する観光資源が集積しています。さらに、2020年東京大会で国技館がボクシング会場として使用される予定になっており、観光拠点としての発展が期待されています。

そこで、両国においては、川とまちをつなぐ魅力ある水辺空間となる「両国リバーセンター」を整備していきます。

具体的には、東京都と墨田区の保有する公有地に民間活力を導入したホテルやレストランを有する複合施設を設置するほか、水上ルート拡大など舟運の

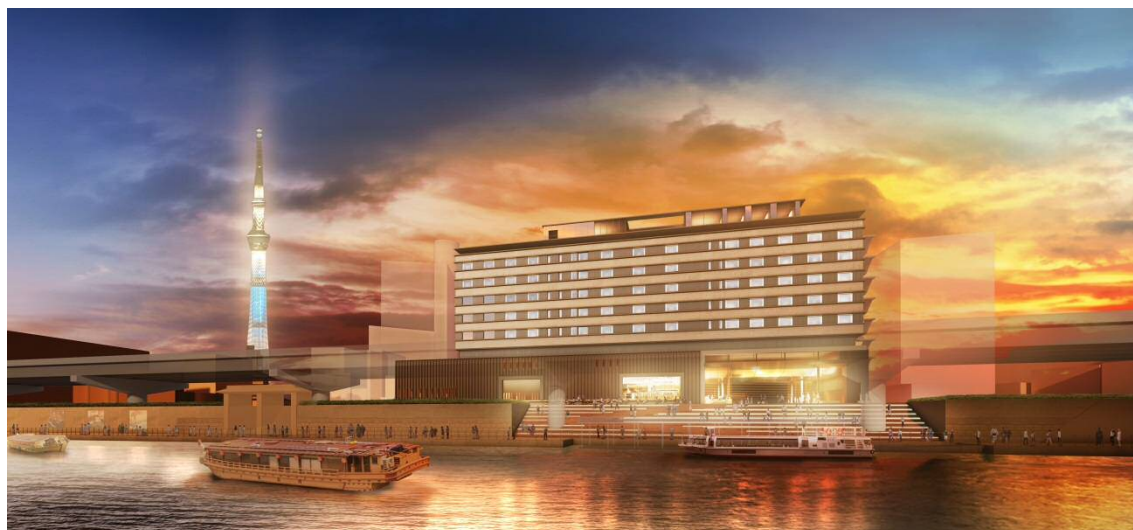


活性化に資する船着場やスーパー堤防を一体的に整備します。

複合施設については、事業対象敷地に事業用定期借地権（49年間364日）を設定して民間事業者に貸し付けて整備させ、これまであった水上バスの待合施設と墨田区子育て広場の機能を賃貸借契約により確保します。そして、東京都と墨田区が支払う賃料が、民間事業者が支払う貸付料を下回ることを条件としていることから、東京都及び墨田区の費用負担なく施設建設と機能を確保することができるスキームとなっています。

民間事業者については、公募を行い、審査会を経て8月に決定、10月に基本協定を締結し、平成32年6月の供用開始を目指して調整を行っています。

また、本事業においても、この河川占用許可の特例を活用し、例えば複合施設前面のスーパー堤防上におけるオープンカフェの設置などを検討していく予定です。



両国リバーセンター（整備イメージ）

引き続き、地元区や地域と連携しながら、こうした取組みを着実に進め、人々が集い、親しめる魅力的な水辺空間を創出していきます。